

アンテナ

体験農園利用者募集

～無農薬野菜作りに挑戦しませんか～
 自分で育てれば安心・安全。おいしい野菜を食べませんか。市内の農家の方が栽培の方法を指導しますので、いままでも野菜栽培の経験がない方でも気軽に参加できます。今年度は「ブロッコリー、ダイコン、ほうれん草」の3種類を栽培する予定です。

圃場 柏井町4丁目体験農園
 市内在住で全回参加できる方、抽選で各コース50組(計100組)
 ※1区画(約5㎡)当り2千円
 ※畑の整備料、肥料、種代、苗代、覆資材などを含む

栽培の日程(予定)

	土曜コース	日曜コース
第1回	9月12日(土)	9月13日(日)
第2回	10月17日(土)	10月18日(日)
第3回	11月14日(土)	11月15日(日)
第4回(収穫)	12月19日(土)	12月20日(日)

・各曜日とも受け付けは、午前午後2回、時間は指定制
 ・天候により中止の場合は、原則翌週に順延となります。



☎320-3311～3312 農政課

コスモスやマリーゴールド、百日草の花畑

見て楽しむ、摘んで楽しむ、あなたはどこから?

市川市農業士等協会では、都市部の農地の活用モデルとして花畑の試験栽培に取り組んでいます。今年も、柏井小学校の児童の皆さんと、丹精込めてコスモス、マリーゴールド、百日草を育てました。見て楽しむだけでなく、花摘み(有料)もできますので、ぜひお越しください。
 10月初旬までの毎日、早朝から夕方まで
 10本100円



安全でおいしい野菜づくりを自分の手で
 収穫前の苗床づくりに励む柏井小学校の児童



種まき前の苗床づくりに励む柏井小学校の児童



下水道の各種届け出や問い合わせの受付窓口

引っ越しに伴う清算、使用開始や口座振替の申し込み、届け出内容の変更は、第一環境(株)が受付窓口となります。(河川・下水道管理課)

第一環境株式会社(市川市下水道使用料) 徴収事務受託者
 市川営業所 ☎321-1444
 行徳営業所 ☎356-0121

受付時間
 平日 午前8時30分～午後5時20分
 土曜日 午前9時～正午
 (日曜日、祝日、年末年始は休み)

市内の上水道の料金は千葉県水道局で取り扱っています

県水お客さまセンター
 ☎0570-001245

受付時間

平日 午前8時45分～午後6時
 土曜日 午前8時45分～午後5時



駅・スーパーが市の窓口にも! 住基カードを作りませんか

交付数7万枚を突破

証明書が50円安い

顔写真付き 公的身分証明書

写真撮影無料 キャンペーン実施中

市民課、行徳支所市民課、南行徳市民センター、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、いちかわ情報プラザ2F
 ☎334-1126 市民課

e-モニター制度に登録を

インターネットや電子メールを活用することで、登録者の皆さんへアンケートや情報を発信して、市民の声を市政に反映するコミュニケーション制度です。

16歳以上で、インターネット及び電子メール(携帯電話を含む)の使用が可能な方

登録方法
 ◎パソコンから…http://www.e-moni.city.ichikawa.chiba.jp
 ◎携帯電話から…em@e-moni.city.ichikawa.chiba.jpに空メールを送信し、返信されたURLにアクセス
 ☎334-1106 eモニ事務局(広報広聴担当内)



QRコード対応携帯電話はこちらから



窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽設置に補助金

生活排水に含まれる窒素やリンは、東京湾の赤潮や青潮をもたらす原因となっています。市では、窒素やリンの除去能力がある高度処理型合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付します。

補助対象

下水道が7年以上見込まれない地域で、自分が居住する住宅(併用住宅含む)に、10人槽以下の高度処理型合併処理浄化槽を設置する方
 (河川・下水道管理課)

補助金限度額

新築・建て替えなどによる設置

5人槽……444,000円
 7人槽……486,000円
 10人槽……576,000円

単独浄化槽からの転換設置

5人槽……624,000円
 7人槽……666,000円
 10人槽……756,000円

雨水貯留・浸透施設の設置を助成

市では、限りある水資源として雨水を有効活用できる「雨水小型貯留施設」や、浸水被害を軽減する「雨水浸透施設」(雨水浸透ますなど)の設置費の一部を補助しています。

雨水小型貯留施設

雨どい取付型雨水タンク
 ……施設資材と設置に係る費用の2分の1(限度額25,000円)
 浄化槽転用型
 ……浄化槽洗浄とポンプ設置工事に係る費用の3分の2(限度額80,000円)

雨水浸透施設

【助成対象】浸透効果の高い北部のローム台地や、中南部の砂質土地域にある既存の建築物(一戸建て、長屋、共同住宅)の所有者(分譲居住者、賃貸オーナーを含む)
 ※宅地開発条例と市民あま水条例の対象は除く。

【助成金額】市の標準算定基準で定めた額

(河川・下水道管理課)

